

「広報みやづ」有料広告募集要項

宮津市印刷物等有料広告掲載要綱の規定に基づき、「広報みやづ」への有料広告を次のとおり募集します。

1 「広報みやづ」の発行概要

- 体 裁 A 4 版、右綴じ、4 色刷り
約 24 ページ（発行月により異なる）
- 発行回 毎月 1 回（年間 12 回）、原則 20 日に発行
- 配布部数 7,200 部
- 配 布 宮津市市域（自治会を通じ各戸配布）、その他関係機関等

2 広告の規格等

- 規格：縦 4.5cm×横 6 cm／枠
- 料金：7,000 円（1 回・1 枠当たり）
- 広告の掲載位置は市で決定します。
- 同一申込者が申し込める広告は、1 回につき 1 件とし、上限を 3 枠とします。
- 1 号あたりの掲載枠数は 15 枠。掲載枠数が埋まり次第募集を締め切ります。

【広告掲載料の割引】

- 1 年間（12 回）の掲載を申込みいただいた場合は、2 回分を割り引きます。
- 半年間（6 回）の掲載を申込みいただいた場合は、1 回分を割り引きます。
- 宮津市ホームページへのバナー広告をあわせて申し込む場合は、広報みやづ 1 回の掲載につき 1,000 円/月を加算することで掲載します。

3 広告の申込み等

広告の申込みは、随時受け付けます。ただし、原則として掲載を希望する月の前月 10 日までに広告原稿を添えて申し込みください。

4 広告主の責任

広告の内容に関する責任は、広告主が負います。

5 版下原稿の作成

- 広告掲載の決定を受けた広告主は、掲載を希望する月の前月末日までに版下原稿の提出及び広告料の納付を済ませてください。
- 版下原稿は、出力見本を添えてデータで提出してください。
- ※データの条件等については、申込みの際に相談させていただきます。

6 広告の掲載基準

- 次に該当する広告は掲載しません。
 - ・市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - ・法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - ・公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - ・その他市長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの
- 細部の取扱いについては、宮津市印刷物等有料広告掲載取扱基準によるものとします。